

定義（第1条）

（定義）

第一条 この政令において、「職員」、「各庁の長」、「内国旅行」、「本邦」、「外国旅行」、「外国」、「出張」、「旅行命令権者」、「赴任」、「帰住」、「遺族」、「配偶者」又は「退職等」とは、それぞれ、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一号から第七号まで又は第三条第二項第一号に規定する職員、各庁の長、内国旅行、本邦、外国旅行、外国、出張、旅行命令権者、赴任、帰住、遺族、配偶者又は退職等をいう。

2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第五号から第四十一号までに掲げる職員並びに各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれらに相当する職務にある者をいう。

二 指定職職員等 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員及び各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務にある者をいう。

三 職務の級 一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級及び行政職俸給表(一)の適用を受けない者については各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

四 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

規定の趣旨

- 旅費法施行令において用いられる用語を定義する規定。

<第4号>

- 内国旅行と外国旅行で家族の範囲が異なるのは、外国旅行の場合には、社会通念上、職員の父母、孫及び祖父母が同行する必然性が乏しく、事例もあまりないためである。

（注）各法令等の略称

- 旅費法 : 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）
- 旅費法施行令 : 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）
- 旅費法省令 : 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）
- 運用方針 : 国家公務員等の旅費に関する法律等の運用方針について（令和6年12月20日付財計第4707号）

法第2条第8号に規定する政令で定める者等（第2条）

（法第二条第八号に規定する政令で定める者等）

第二条 法第二条第八号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者
- 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者
- 三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者
- 四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を営む者
- 五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- 六 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者

七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（国との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 法第二条第八号に規定する政令で定めるものは、役務及びカード等とする。

- 旅費法の委任に基づき、旅行者に対する旅費の支給に代えて、国から直接、旅費に相当する金額を支払うことができる者（旅行役務提供契約を締結することができる者）及び当該者が提供するものを規定している。

<第1項>

- 旅行役務提供契約を結ぶことができる者として、
 - ✓ 旅行者（旅行代理店）
 - ✓ 鉄道事業者、軌道事業を営む者（鉄道会社等）
 - ✓ 船舶運航事業者（海運会社）
 - ✓ 航空運送事業を営む者（航空会社）
 - ✓ 一般旅客運送事業者（バス・タクシー事業者）
 - ✓ 旅館業を営む者（ホテル等）

を規定している。

- ✓ 一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者（引越し業者）
- ✓ 外国における上記に相当する者
- ✓ 登録包括信用購入あっせん業者（クレジットカード会社）

規定の趣旨

法第3条に規定する政令で定める外国旅行等（第3条）

（法第三条に規定する政令で定める外国旅行等）

第三条 法第三条第二項第七号に規定する政令で定める外国旅行は、第十四条第一項第二号イ、ロ又はニに規定する場合における外国旅行とする。

2 法第三条第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三条第二項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 法第三条第一項及び第二項（第一号、第四号及び第八号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第十二条、第十四条第一項、第十七条第二項及び第十九条に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

3 法第三条第七項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の法第三条第七項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 前項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

規定の趣旨

- 旅費法の委任に基づき、旅費の支給に関する要件を規定する。

法第6条に規定する政令で定める種目及び内容（第4条）

（法第六条に規定する政令で定める種目及び内容）

第四条 法第六条に規定する政令で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

規定の趣旨

- 旅費法の委任に基づき、旅費の種目及び内容を規定している。

旅費法施行令における旅費の種目・内容

| | 旅費種目の名称 | 定額/実費 | 旅費種目の内容 | 備考 |
|--------|---------|-------|---|---|
| 交通費 | 鉄道賃 | 実費 | 交通費（鉄道） | <ul style="list-style-type: none"> 鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする |
| | 船賃 | 実費 | 交通費（船舶） | <ul style="list-style-type: none"> 船舶の利用に必要な費用を支給対象とする |
| | 航空賃 | 実費 | 交通費（航空機） | <ul style="list-style-type: none"> 航空機の利用に必要な費用を支給対象とする |
| | その他の交通費 | 実費 | 交通費（上記以外） | <ul style="list-style-type: none"> 鉄道、船舶及び航空機以外の利用に必要な費用を支給対象とする |
| 宿泊費等 | 宿泊費 | 実費 | 旅行中の宿泊に要する費用 | <ul style="list-style-type: none"> 上限付き実費支給（上限となる宿泊費基準額は旅費法省令で規定） 一定の条件下において上限を超えて支給可 |
| | 包括宿泊費 | 実費 | バック旅行に要する費用 | <ul style="list-style-type: none"> 標準的に必要となる交通費と宿泊費基準額の合計額を超えた場合は支給不可 |
| | 宿泊手当 | 定額 | 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む。）に充てるための費用 | <ul style="list-style-type: none"> 定額は旅費法省令で規定 |
| 転居費等 | 転居費 | 実費 | 赴任に伴う転居に要する費用 | <ul style="list-style-type: none"> 算定の方法は旅費法省令で規定 |
| | 着後滞在費 | 実費＋定額 | 赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用（宿泊費及び宿泊手当の合計） | <ul style="list-style-type: none"> 五夜分等を上限として、実際に宿泊した夜数に応じて支給 |
| | 家族移転費 | 実費＋定額 | 赴任に伴う家族の移転に要する費用 | <ul style="list-style-type: none"> 同居する家族に支給 職員相当額を上限に現に支払った交通費等を支給 |
| その他の種目 | 渡航雑費 | 実費 | 外国旅行に要する雑費 | <ul style="list-style-type: none"> 渡航に必要な最小限の準備経費について支給 |
| | 死亡手当 | 定額 | 職員、その配偶者又は子の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用 | <ul style="list-style-type: none"> 定額は旅費法省令で規定 |

鉄道賃（第5条）

（鉄道賃）

第五条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他財務省令で定めるものをいう。次項及び第八条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（内国旅行にあっては内閣総理大臣等及び指定職職員等に限る、外国旅行にあってはこれらの者及び職務の級が七級以上の者に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（内閣総理大臣等及び指定職職員等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が六級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

規定の趣旨

<第1項>

- 鉄道（路面電車、モノレール等の軌道を含む。）を利用する移動について、支給する鉄道賃を定める規定。
- 鉄道賃の額は、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用の実費額としている。
- 第6号の「付随する費用」は、旅行者が旅行代理店を通じて手配した場合に発生した運賃や料金に付随する手数料等を想定している。

<第2項>

- 運賃等級の区分がある場合における職階区分に応じた支給額の上限を定めている。

【参考】運用方針 令第5条関係

令第5条関係

第1項

- 1 第1号から第5号までに掲げる費用は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条の規定に基づいて鉄道運送事業者が国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又は料金のうち、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金及び特別車両料金並びに軌道法（大正10年法律第76号）第11条の規定に基づいて軌道経営者が同大臣の認可により定める運賃又は料金のうち、運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金及び特別車両料金並びにこれらに類するものをいう。
- 2 第1号に掲げる運賃には、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号に掲げる料金を含むものとする。

船賃（第6条）

（船賃）

第六条 船賃は、船舶（海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他財務省令で定めるものをいう。次項及び第八条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（内国旅行にあっては内閣総理大臣等及び指定職職員等に限り、外国旅行にあってはこれらの者及び職務の級が七級以上の者に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（内閣総理大臣等及び指定職職員等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により職務の級が六級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

規定の趣旨

<第1項>

- 船舶を利用する移動について、支給する船賃を定める規定。
- 船賃の額は、運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用の実費額としている。
- 第5号の「付随する費用」は、旅行者が旅行代理店を通じて手配した場合に発生した運賃や料金に付随する手数料や運賃の支払時に徴収される宮島訪問税のような租税等を想定している。

<第2項>

- 運賃等級の区分がある場合における職階区分に応じた支給額の上限を定めている。

【参考】運用方針 令第6条関係

令第6条関係

第1項

第1号から第4号に掲げる費用は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第7条（同法第21条の5の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づいて一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又は料金のうち、運賃、寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金並びにこれらに類するものをいう。

航空賃（第7条）

（航空賃）

第七条 航空賃は、航空機（航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他財務省令で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

一 内国旅行の場合であって、内閣総理大臣等が移動するとき 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であって、内閣総理大臣等、指定職職員等及び職務の級が七級以上の者が移動するとき並びに職務の級が六級又は五級の者が長時間にわたる移動として財務省令で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

三 外国旅行の場合であって、運賃の等級が三以上に区分された航空機により内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）、指定職職員等及び職務の級が七級以上の者が移動するとき並びに職務の級が六級又は五級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

四 外国旅行の場合であって、職務の級が四級以下の者が著しく長時間にわたる移動として財務省令で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

<第1項>

- 航空機を利用する移動について、支給する航空賃を定める規定。
- 航空賃の額は、運賃、座席指定料金及びこれらに付随する費用の実費額としている。
- 第3号の「付随する費用」は、旅行者が旅行代理店を通じて手配した場合に発生した運賃や料金に付随する手数料、航空機の利用に当たって必要となるLCCを利用する際の手荷物料金等の追加料金等を想定している。

<第2項>

- 運賃等級の区分がある場合における職階区分に応じた支給額の上限を定めている。
- 運賃の額の上限について、運賃の等級とその金額が逆転した場合（例：エコノミークラスの料金よりもビジネスクラスの運賃の方が安価な場合）、旅費の総額を勘案し経済的と認められる場合であって、旅行命令権者が適当と認めるときは、上位の級の運賃を支給できるものとしている。〔運用方針令第7条関係第2項1〕

規定の趣旨

【参考】運用方針 令第7条関係

令第7条関係

第1項

1 第1号及び第2号に掲げる費用は、航空法（昭和27年法律第231号）第105条又は第129条の2の規定に基づいて本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又は料金のうち、運賃及び座席指定料金並びにこれらに類するものをいう。

2 第1号に掲げる運賃には、次に掲げる費用を含むものとする。

(1) 航空法第105条又は第129条の2の規定に基づいて、本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める料金のうち、航空保険特別料金及びこれに類するもの

(2) 旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）及び旅客保安サービス料（指定空港機能施設事業者、成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、関西エアポート株式会社等が徴収するもの）並びにこれらに類するもの

(3) 地方公共団体が管理する空港における(2)に相当する費用

(4) 外国における(1)及び(2)に相当する費用

3 赴任の際第3号に掲げる費用として超過手荷物に係る料金を支給する場合には、当該超過手荷物について、次に掲げる個数、重量及び大きさを上限とする。

(1) 個数 5個（無料手荷物許容量を含む。）

(2) 重量 1個当たり32kg

(3) 大きさ 無料手荷物許容量として定められた大きさ

第2項

1 運賃の額の上限について、合理的に見積もった当該運賃と比較して、その上位の級の運賃によることが旅行に係る旅費の総額を勘案し経済的と認められる場合であって、旅行命令権者が適当と認めるときは、当該上位の級の運賃を支給できるものとする。

2 運賃の額の上限について、第1号から第3号までに掲げる場合であって、第1号から第3号までに規定する内閣総理大臣等に相当する者の代理（発令行為を伴うものに限る。）として公務のため旅行するときは、旅行者を当該相当する者とみなすことができるものとする。

【参考】職階区分に応じた運賃等級の上限

| | | 鉄道賃 | | | | | 船賃 | | | | | 航空賃 | | | | |
|-------------|-------------------|-------|------|----------|------|------|-------|----------|-------|-----|------|----------|------|----------|------|----------|
| | | 内国 | | 外国 | | | 内国 | | 外国 | | | 内国 | | 外国 | | |
| | | 2区分以上 | 区分なし | 3区分以上 | 2区分 | 区分なし | 2区分以上 | 区分なし | 3区分以上 | 2区分 | 区分なし | 2区分以上 | 区分なし | 3区分以上 | 2区分 | 区分なし |
| 内閣 総理大臣等 | 上位者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外 | 最上級 | | 最上級 | | 最上級 | | 最上級 | | 最上級 | | 最上級 | | 最上級 | | 最上級 |
| 指定職 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7G～10G | | | 区分なし | | 区分なし | | 区分なし | | 区分なし | | 区分なし | | 区分なし | | 区分なし | |
| 1G～6G | 5G・6Gで 8時間以上移動 | 最下級 | | 直近 下位 | | 最下級 | | 直近 下位 | | 最下級 | | 直近 下位 | | 直近 下位 | | 直近 下位 |
| | 24時間以上移動 | | | | | | | | | | | | | 直近 上位 | | |
| | 上記以外 | | | | | | | | | | | | | 最下級 | | |

その他の交通費（第8条）

（その他の交通費）

第八条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- 二 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- 四 前三号に掲げる費用に付随する費用

規定の趣旨

- 鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動について支給するその他の交通費を定める規定。
- その他の交通費の額は、路線を定めて定期運行する乗合バスに係る運賃及びその他の費用の実費額とする。
- 第1号では路線を定めて定期運行する乗合バス（いわゆる通常のバス）を、第2号ではタクシー等を、第3号ではレンタカーのほか、「その他の移動に直接要する費用」として、自家用自動車等を利用した移動に要する費用を定めている。
- 第4号の「付随する費用」は、例えば、自家用自動車やレンタカーを利用した際に要する駐車場代等を想定している。

宿泊費（第9条）

（宿泊費）

第九条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して財務省令で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として財務省令で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

規定の趣旨

- 旅行中の宿泊について支給する宿泊費を定める規定。
- 宿泊費は、上限付き実費支給方式としている。
- 原則として宿泊費には、朝食や夕食に係る費用を含まない。（後述の宿泊手当で整理）

包括宿泊費（第10条）

（包括宿泊費）

第十条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

規定の趣旨

- 移動と宿泊が一体となったもの（パック旅行）について、支給する包括宿泊費を定める規定。
- 包括宿泊費の額は、交通費の額及び宿泊費基準額の合計額を上限として、実費額としている。

宿泊手当（第11条）

（宿泊手当）

第十一条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して財務省令で定める一夜当たりの定額とする。

規定の趣旨

- 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるため支給する宿泊手当を定める規定。
- 宿泊を伴う旅行では通常の勤務時と比べて夕朝食代に掛かり増し等の諸雑費が発生することが想定されるため、宿泊手当は、当該夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てるための旅費として、一夜当たりの定額を支給することとしている。

転居費（第12条）

（転居費）

第十二条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十四条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して財務省令で定める方法により算定される額とする。

規定の趣旨

- 赴任に伴う転居について支給する転居費を定める規定。
- 転居費の額は、旅費法省令により算定される額の範囲内において、実費額としている。
- 赴任を命ぜられた日において職員と同居している家族の転居に要する費用であれば、転居費の対象となる。

着後滞在費（第13条）

（着後滞在費）

第十三条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

規定の趣旨

- 赴任に伴う転居に必要な滞在について、支給する着後滞在費を定める規定。
- 着後滞在費の額は、5夜分又は10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費と宿泊手当の合計額としている。
- 「赴任に伴う転居に必要な滞在」は、赴任先において新居の引渡しが間に合わず、新居に入居するまでホテルでの生活が必要になる場合等を想定している。
- 「着後滞在費」という名称のとおり、あくまで赴任後の宿泊に要する費用等を支弁する種目であるため、赴任前の宿泊に要する費用等は対象とはならない。

家族移転費（第14条）

（家族移転費）

第十四条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際各庁の長の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後各庁の長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後各庁の長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後各庁の長の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

規定の趣旨

- 赴任に伴う家族の移転について、支給する家族移転費を定める規定。

<第1項>

- 家族移転費の額は、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した旅費の額としている。
- 「赴任を命ぜられた日」とは、転任等の発令があつた日を指している。
- 「職員がその移転をするものとして算定」とは、家族の旅行において、職員の職階区分に応じて適用する宿泊費基準額や交通費の運賃等級を決定する趣旨である。したがって、移転時に職員が行った旅行に実際要した金額は考慮されない。

【参考】運用方針 令第14条関係

令第14条関係

第1項

- 1 家族に小児運賃等が適用される者が含まれる場合であって、当該者に係る家族移転費の額を職員に相当する額とすることが適当でないと旅行命令権者が判断したときは、家族移転費の額は、当該小児運賃等により算定するものとする。
- 2 家族移転費のうち子に係る航空賃を算定する場合には、令第7条関係第1項3(1)に掲げる個数は、3個とする。

渡航雑費（第15条）

（渡航雑費）

第十五条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして財務省令で定める費用の額とする。

規定の 趣旨

- 外国旅行に要する雑費について、支給する渡航雑費を定める規定。
- 渡航雑費の額は、実費額としている。

死亡手当（第16条）

（死亡手当）

第十六条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（法第三条第二項第五号又は第七号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して財務省令で定める定額とする。

規定の趣旨

- 職員、その配偶者又は子の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるため支給する死亡手当を定める規定。
- 死亡手当は、外国において死亡した職員、その配偶者又は子の遺体の搬送や引取りに必要な費用に充てるための旅費として、定額を支給することとしている。

【参考】運用方針 令第16条関係

令第16条関係

遺族が死亡手当の支給を受ける順位は、規程第20条第2項で定める順位に準じて決定するものとする。

退職者等の旅費（第17条）

（退職者等の旅費）

第十七条 法第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて財務省令で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 各庁の長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

規定の趣旨

- 職員が出張又は赴任の際の内国旅行中に退職等となった場合、又は、職員が外国の在勤地において退職等となり本邦に帰住した場合や、出張又は赴任の際の外国旅行中に退職等となった場合について、その支給内容を定める規定。
- 退職等の日の翌日から三月以内における旅行に限り、出張又は赴任の例に準じて旅費法省令で定める旅費を支給することとしている。

遺族等の旅費（第18条）

（遺族等の旅費）

第十八条 法第三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて財務省令で定めるものとする。

規定の趣旨

- 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合、又は、職員若しくは職員の家族が外国の在勤地若しくは外国旅行中に死亡した場合に支給される旅費について、支給内容を定める規定。
- 支給の趣旨としては、職員が死亡した場合には職員の遺族が遺体の引取り・帰住に係る旅行を必要とし、職員の家族が死亡した場合には職員が遺体の引取りに係る旅行を必要とするため、それらの費用を国で負担するものである。

休暇帰国の旅費（第19条）

（休暇帰国の旅費）

第十九条 法第三条第二項第八号の規定により支給する旅費は、職務の級が六級又は五級の職員については、職務の級が四級以下の職員とみなして航空賃の額を算定するものとし、職員が休暇帰国に際し家族を随伴する場合には、家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）に相当するものを加えるものとする。

規定の趣旨

- 休暇帰国を許された場合に支給される旅費について、具体的な支給内容を定める規定。
- 休暇帰国の旅費を支給する際に、航空賃の支給については、職務の級が6級又は5級の者は4級以下の者とみなして計算することとしており、特定航空移動の例外規定（旅費法省令第12条）は適用されない。これは、特定航空移動の例外規定の趣旨に照らして、有給休暇として在勤地と本邦を往復する休暇帰国については適用する必要がないためである。

証人等の旅費（第20条）

（証人等の旅費）

第二十条 法第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものとする。

規定の趣旨

- 旅行依頼等に基づき支給される旅費について、具体的な支給内容を定める規定。
- 証人等の旅費には、例えば、審議会委員に審議会出席のため旅行を依頼する場合の旅費や、民間人に証人、鑑定人、調査員等として旅行を依頼する場合の旅費が含まれる。

旅費の支給額の上限（第21条）

（旅費の支給額の上限）

第二十一条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第五条第一項各号、第六条第一項各号、第七条第一項各号及び第八条各号に掲げる各費用について、当該各条及び法第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第十五条並びに法第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

規定の趣旨

- 旅行者が現に支払った額を上限に、実際に支給される各旅費種目の額を決定するための規定。
- 旅費法施行令においては、各旅費種目の額が、「旅費の額」として、一般的・抽象的に規定されているため、実際の旅費の支給額は、実費支給の制度趣旨を踏まえ、定額支給の旅費種目を除き、旅行者がその旅行において現に支払った額が上限であることを明確化する必要がある。
- 実際の旅費の支給額は、旅費法施行令に規定されている旅費の種目及び内容に基づき、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」（旅費法第6条）によって計算されることとなるが、本条により当該計算された額と旅行者が現に支払った額を比較し少ない額を支給額とすることで、旅行者が現に支払った額が上限となる旨を明確化している。

<第1項>

- 交通費に係る支給額については、その構成要素（運賃・料金等）のそれぞれについて、比較することとしている。

財務省令への委任（第22条）

（財務省令への委任）

第二十二條 この政令に定めるもののほか、旅費の種目及び内容に係る細則その他この政令の実施のため必要な事項は、財務省令で定める。

規定の趣旨

- 旅費法施行令の実施のため必要な事項を、旅費法省令に委任する規定。